

## J1浦和[差別横断幕事件]を考える

## 国連人種差別撤廃委員会一般的勧告35に即応を

表題の事件とは、3月8日(土)埼玉スタジアムで開催されたサッカーJリーグの浦和レッズ対サガン鳥栖の試合において、浦和レッズのサポーターが「JAPANESE ONLY」という差別的内容の横断幕を、試合終了後まで掲げられた事件のことである。

人種差別撤廃にかかる一般的な国際的なルールは、世界人権宣言を受けてつくられた人種差別撤廃条約があり、その前文で「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人がいかなる差別をも、特に人種、皮膚の色又は国民的出身による差別を受けることなく同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを考慮し、すべての人間が法律の前に平等であり、いかなる差別に対しても、また、いかなる差別の扇動に対しても法律による平等の保護を受ける権利を有する」とし、第4条で具体的な対応策が示されている。

スポーツ界において最も大きな大衆的人気のあるサッカーは、国際化が進む中で社会のひずみや不安定さがそのまま試合にあらわれ、「フーリガン(サポーターによる集団的暴力行為)」や「ヘイトクライム(憎悪犯罪)」が多発し「人種差別との戦い」が、ヨーロッパをはじめ諸国で重大なテーマになっている。

そこで国際サッカー連盟(FIFA)は、2013年5月の総会で「反人種差別・差別に関する戦い」を決議し、同年7月にはFIFA加盟各国協会に対してガイドライン

を提示するとともに、関連する規程を整備する等の適切な対処を求めた。これを受けて日本サッカー協会(JFA)は、同年11月に規程を整備するとともに、JFA加盟団体に対しても周知徹底、Jリーグも所属クラブに周知徹底をはかるとともに対策を実施しているところである。

Jリーグ規約第3条「遵守義務」第4項は、「Jリーグ関係者は、いかなるものであれ、人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別を行ってはならない。」第5項は、「Jリーグ関係者は、その職務に関連して、いかなる種類の政治的、宗教的または人種的なデモンストレーションも行ってはならない。」と定めていることから今回の事件でクラブには、規約第142条第1項に定める厳しい制裁が出され、クラブの社長は、これを妥当として受入れ、3月24日に初の無観客試合を行いました。

国連人権機関では、人種差別撤廃条約では、ヘイトクライムやヘイトスピーチに即応できないため、2013年9月26日に「人種主義的ヘイトスピーチと闘う」という一般的勧告35号を発出しました。人種差別を禁止する法律がないわが国で、今や、排外的な人種差別事象が勢いをまし、それを許す風潮がみられます。

締約国としても一刻も早く法律制定や教育・啓発など対応をすべき責任があるのではないのでしょうか。

## 日本国憲法が誕生するまで(つづき)

## ～日本国憲法の成立とその歴史③～

わが国が、1945年8月14日にポツダム宣言を受諾してから日本国憲法誕生までの主な流れのあらましについては、前号で記述しましたが、あらためて、国立国会図書館の資料(「日本国憲法の誕生」詳細年表)で、たどってみることにします。

- ・2月8日政府、「憲法改正要綱」と「説明書」をGHQに提出。
- ・2月13日ホイットニーら、「憲法改正要綱」の受取りを正式に拒否するとともに、GHQ草案を吉田外相、松本らに手交。
- ・2月22日閣議、GHQ草案受入決定。
- ・4月17日政府、「憲法改正草案」発表。枢密院に諮問(諮問と同意)。
- ・5月13日極東委員会、新憲法採択の三原則を決定。(審議のための十分な時間と機会、明治憲法との法的連続性、国民の自由意思を明確に表す方法による新憲法採択)。
- ・6月8日枢密院本会議、天皇臨席の下で憲法改正草案を起立多数により可決。(美濃部顧問官、起立せず)。
- ・6月20日第90回帝国議会開院式(開院式勅語、初めて口語体となる)。「帝国憲法改正案」を衆議院に提出。
- ・7月2日極東委員会、「日本の新憲法についての基本原則」を決定(主権在民、天皇制の廃止または民主的改革、閣僚のシビリアン要件など)。
- ・8月24日衆議院本会議、委員会修正案のとおり「帝国憲法改正案」を修正可決、貴族院に送付。
- ・8月26日貴族院本会議に修正「帝国憲法改正案」を上程(本会議30日まで)。

宮沢、貴族院本会議で金森の国体・天皇問題についての説明批判。

- ・10月6日貴族院本会議、委員会修正案のとおり「帝国憲法改正案」を修正可決し、衆議院に回付。
- ・10月7日衆議院、貴族院回付案を可決。
- ・10月12日第90回帝国議会閉院式。「修正帝国憲法改正案」を枢密院に諮問(19日と21日に審査委員会)。
- ・10月16日天皇、マッカーサーに対し、新憲法成立は「喜びにたえない」と表明。
- ・10月29日枢密院本会議、天皇臨席の下で「修正帝国憲法改正案」を全会一致で可決(美濃部など2名欠席)。天皇、憲法改正を裁可。
- ・11月3日日本国憲法公布。貴族院議場で「日本国憲法公布記念式典」挙行。「日本国憲法公布記念祝賀都民大会」開催。



新憲法祝賀大会で群衆に応える天皇。  
1946年11月3日共同通信

- ・11月4日芦田、新憲法についてラジオ演説。
- ・1947年5月3日日本国憲法施行。

## 学習のページ

### □「押しつけられた憲法」？

国会法に基づき2000年（平成12年）1月21日に衆参両院に憲法調査会が設置され、2005年（平成17年）4月15日に衆議院憲法調査会（以下、衆院調査会と略す。）が同4月20日に参議院憲法調査会（以下、参院調査会と略す。）がそれぞれ報告書を提出しています。

報告書によりますと、両院調査会ともに憲法制定経緯について触れています。

まず、衆院調査会報告書では、

日本国憲法の制定経緯については、GHQ民政局が作成した草案を日本側に提示し、それを基に日本国憲法の草案を起草するよう指示したことを端緒とする、日本国憲法の制定に関するGHQの関与等について論議が行われた。この点については、日本国憲法の制定に対する一連のG「押しつけ」と捉えて問題視する意見もあったが、その点ばかり強調すべきでないとする意見が多く述べられた。

その他、日本国憲法の各項目の制定経緯等についても議論が行われた。

（第1節あまし 第1款 日本国憲法の制定経緯 報告書P230）

参院調査会報告書では、

〔前段階〕本憲法調査会においては、憲法の在り方等をめぐる論議において、現行の憲法は自主的につくられたものではなく、GHQの押しつけであり、瑕疵のあるものではないかとの意見がある。

一方、制定から改正は行われておらず、国民主権・平和主義・基本的人権の尊重といういわゆる憲法の基本三原則をはじめとして、日本国憲法が我が国に定着していることを考えると、この瑕疵は治癒されたと見るべきではないかとの意見が出された。

押しつけであり瑕疵があるとの意見

・現憲法は、戦後、米国にある意味で押

しつけられた憲法である。

・米国の占領軍により強いられた憲法であり、軍人を中心とする少数の人の手で1週間でもまとめられた憲法を60年近く見直すことがなかったことは名誉なことではない、

などの意見が出され、これに対して、**瑕疵は治癒されたと見るべきとの意見**

・GHQが制定過程に大きな影響を持ったのは事実であろうが、少なくとも戦後50年、憲法は現実社会の中で生き続け、特に9条については、二度と戦争はあってほしくないとの国民感情が強くあった（公明党）、

・現憲法が押し付けだから改正すべきとの立場は採らない。日本は大戦の過程で、自由・平和・民主主義・人権・共生のような共通の価値の実現に向けた世界の歩みから外れ、敗戦と戦後改革は、元の道に戻る過程であった。現憲法は世界が共有する諸価値を高く掲げ、世界の歴史の流れに沿ったものであり、だからこそ国民も心から受け入れた、

などの意見が出された。〔以下略〕

〔総論〕1 憲法制定過程とその問題点 報告書 P41)

両院調査会報告書ともに「押し付けられた憲法だから改正すべきだ」という意見がでているが、前ページの年表の最初にでてくる2月8日に政府がGHQに提出した「憲法改正要綱」（松本草案といわれるもの）は、ポツダム宣言を受諾したことを無視したもので、例えば、明治憲法第1条の、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」には絶対に手を触れるべきでないとの考えから第3条の「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラズ」を（4ページへ）

（3ページからつづく）「天皇は至尊にして侵すべからず」と書きかえてある程度に過ぎず、依然として古い支配体制を温存しようとするものであり、民間の憲法研究会憲法草案をはじめとする民間の憲法草案を、多数収集していたGHQは、日本の国民大衆は、すでにここまで動いている。政府は、ポツダム宣言を受諾した立場からいって、最小限この程度の草案を作るのが当然ではないか。そのような判断から2月13日には、正式に受取りを拒否するとともに「これは諸君に命令するものではないけれども、参考までにこれを諸君にご覧にされる。もしも諸君がこれを受諾できないならば、自分たちは日本国民自身にこれを直接訴えるつもりである」と付言して民間の憲法草案を取り入れて作成されたGHQ草案を、吉田外相、松本らに手交したのである。

◇ 当時のGHQの役割りは、ポツダム宣言を誠実に日本が履行するかどうか、連合軍を代表して監視する役割を担っていたと考えられ、民主的な憲法草案を国民自身が考え提案していること、女性の政治参加を求める市川房枝らの活動などを高く評価し、極東委員会にも反映され、国際社会への速やかな復帰が認められることにつながっていったのではないのでしょうか。

◇ 1947年5月3日に施行されて67年になる今、憲法を取り巻く状況が大きく変わろうとしています。当時この国の在り方を真剣に考えていた活動家たちは言うに及ばず、主権者である国民の多くが描いていたイメージが実現されないというよりは、逆に踏みにじられ、裏切られ、憲法の正しい諸規定が次第々々に空洞化され、この憲法がもっているよい面、民主的な面、平和主義の面、これを完全に実現する努力を怠っているのを見過ごしてきたのではないのでしょうか？この国の主権者としてもっと憲法に関心を持つてはありませんか。（次号につづく）

## お知らせ

海蔵地区人権・同和教育推進協議会  
2014年度総会と第1回委員研修会  
開催のお知らせ

2014年度の総会と総会に引き続いて第1回委員研修会を下記により開催しますので、関係者の皆様のご出席をお願いします。止むを得ず欠席される場合は、「委任状」を事前に**団体事務局まで**必ず提出して戴きますようお願いいたします。

記

日時 2014年6月2日（月）19時より  
場所 海蔵地区市民センター中会議室  
出席対象者 連合自治会ブロック代表委員  
各町自治会代表委員  
各種団体代表委員

以上の皆様です。

事務局：海蔵地区市民センター2階  
地域団体事務局  
電話：333-8770

不在の場合は、事務局入口壁面のポストへ入れて下さい。

